

※よくある質問を追加しました（5月22日追加）

ナゴヤ文化芸術活動緊急支援事業についての Q&A

追加 Q1 募集案内上の対象者に該当しない人（市外在住で名古屋市内を主な活動拠点としないアーティストなど）が映像作品に出演またはスタッフとして参加することはできますか。また、可能な場合は申請書や企画書の別添に名前の記入が必要ですか。

参加することはできますが、対象者に該当しない方には、助成金は支払われませんので、申請書及び企画書の別添にもお名前の記入をしないでください。

追加 Q2 文化芸術活動に関係のない職業に従事しており、趣味としての文化芸術活動を通じて対価を受け取ることがありますが、この場合は対象となりますか。

趣味として文化芸術活動を行っている方は対象となりません。募集案内に記載のある「文化芸術活動により対価を得ており、主にその収入で生計を維持している」に該当しません。

追加 Q3 プロフェッショナルであることは、どのように判断するのですか。

申請書の「直近3年間の活動実績」に記載された内容と、過去1年間の活動実績が分かる資料（自由様式）に基づいて判断します。できるだけ具体的に記載してください。

追加 Q4 10名のグループなどで映像作品を制作する場合は、申請書等はどうしたら良いでしょうか。

1つの映像作品（企画書）につき、5名分までの申請書の提出が可能です。6名以上で制作していただいた場合も、記載いただくのは5名までとなります。例えばこの場合は申請書5枚、企画書1枚、企画書の別紙には申請書と合わせる形で5名を記載してください。

追加 Q5 複数のグループに参加しても良いですか。

本事業への申請は、1人1件限りとなります。そのため、例えば二つのグループに演奏者として参加した場合は、どちらかのグループの企画書及び申請書にのみお名前を記載してください。重複して応募した方は、10万円をお支払いできません。なお、支払いの対象となりませんが、複数の映像作品に出演（協力）することは問題ありません。

※複数記載（応募）したいとの意見をいただきましたが、公平性や審査の迅速性などの観点から1人1件のみに限っての応募とさせていただきます。ご了承ください。

追加 Q6 過去に制作した作品や公演した映像に解説を加えて編集しても対象となりますか。

新たな動画作品であれば、対象となります。企画書の「映像作品の企画内容について」欄に、過去の映像に関する解説を行う旨を記載し、新たな作品と分かるようにしてください。

※過去に制作した作品の映像そのままでは対象外となります。

追加 Q7 5名のグループで申請書5枚、企画書1枚を提出したいのですが、その内の1名が申請者の資格を満たしておらず、審査で不採択となった場合は、グループ全体として不採択となるのですか。

募集案内5（1）に記載のある通り、グループとして応募した場合、申請書を提出した全員が申請者の資格の要件を満たす必要があります。そのためグループ全体として不採択となります。

ナゴヤ文化芸術活動緊急支援事業についての Q&A

Q1 申請者の資格について、「活動を自粛・縮小せざるを得ない」とあるが、証明書などは必要となりますか。

申請書の提出にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、自身の活動がどのような影響を受けたのか具体的に記載して下さい。証明書の提出は求めません。

Q2 募集案内にある「プロフェッショナルとして活動している」とは、こういった状況であれば該当しますか。

プロフェッショナルについては、過去1年以上継続して文化芸術活動により対価を得ており、主にその収入で生計を維持している方で、公演・展示等を行う方及び当該公演・展示等に携わっている方となります。

Q3 「過去1年以上継続して」と記載がありますが、活動を証明する書類などの提出が必要となりますか。

申請書の記載事項として、直近3年以内の活動履歴を記載する項目がありますので、具体的に記載して下さい。また過去1年間の活動実績を示す資料として、申請書に記載した活動履歴に関する契約書、領収書、チラシ、プログラムなどの写しを提出して下さい。

Q4 「名古屋市内を主な活動拠点にしていること」と記載がありますが、証明書などの提出は必要ですか。

申請書の記載時に、活動履歴について公演や展示等の場所などを具体的に記載してください。Q3の提出書類も含めて判断いたします。

Q5 グループの場合は、分野や職業が全員同じである必要がありますか。

同じである必要はありません。例えば音楽家とカメラマン、映像スタッフのグループで制作するなど、専門分野や職種を活かした形でご参加ください。

Q6 音楽レッスンなどの収入により生計を維持している場合は、応募することはできますか。

例えば音楽や日本舞踊のレッスンなどにより生計を維持している、または公演・展示等の活動を平行して行っているなど、複数の文化芸術活動により生計を維持している場合も応募対象となります。

Q7 過去に公演で使用した曲を演奏した場合は、未発表の映像作品に該当しますか。

今回の応募にあたり、新たに演奏して映像作品を制作した場合は、応募対象となります。

Q8 「撮影機材は問いません」とありますが、スマートフォンで撮影した作品も対象となりますか。

対象となります。

Q9 対象とならない作品に「展示物、制作物等の販売活動を主な目的とするもの」とありますが、映像作品で発表した作品は販売できないのでしょうか。

販売を制限するものではなく、映像作品自体が、展示物や制作物の販売を目的としているものは対象外となります。

Q10 著作権等の権利関係の対応はどのようにしたら良いでしょうか。

著作権等権利関係は、全て応募者ご自身でご対応が必要となりますので、例えば映像作品の制作に当たっては、背景等に特定の企業の商品や、第三者等が映り込まないように注意してください。なお、応募作品の著作権は全て応募者に帰属します。

【参考】

動画作品の配信は「YouTube」を利用します。YouTubeでは、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）とJASRAC管理楽曲に関する包括的な利用許諾契約を締結しています。詳細についてはYouTubeにご確認ください。

Q12 助成金交付申請書(第1号様式)や企画書(第2号様式)はどこで入手することができますか。

名古屋市ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000128925.html>) からダウンロードすることができます。また「ナゴヤ文化芸術活動緊急支援事業」で検索してください。

Q13 グループで応募したいと思いますが、申請書は全員分の提出が必要となりますか。

グループの場合でも、申請書は全員分の提出が必要となります。ただし6名以上の場合は、グループの中から5名を選出していただき、その方々の情報を記載してください。なお、助成金の交付にあたっては、申請書を提出いただいた方にお支払いとなりますのでご注意ください。

Q14 企画書に、グループとして家族や親族の名前を記載して応募しても良いですか。

各人がプロフェッショナルとして活動しており、募集案内に定める要件を満たす場合は、ご応募いただけます。

Q15 複数の企画を応募することはできますか。

一人1件に限り応募することができます。個人又はグループとしてご応募ください。

Q16 グループで応募したいと思いますが、全員が企画書を提出する必要がありますか。

グループで応募する場合は、代表者を1名決めていただき、その方が企画書を提出してください。なお、企画書にはグループ全員のお名前の記載が必要となります。

※6名以上の場合は、申請書と合わせる形で5名を選出してください。

Q17 事前に助成金交付申請書と企画書の記載内容について相談することはできますか。

事務局までご相談ください。

Q18 10人のグループで応募しても良いですか。

問題ありません。ただし本事業の助成金は、一人あたり10万円、上限50万円（5名分）となっており、6名以上で応募いただいた場合は、申請書を提出した5名の方に10万円ずつのお支払いとなります。なお、映像作品の制作にあたっては、オンラインを活用するなど「3密」を避け、換気、手洗い、うがいを徹底するなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めてください。また、作業もなるべく各自の自宅において行うようお願いいたします。

Q19 「活動実績を示す資料」と記載があるが、具体的には何を提出したら良いですか。

申請書に記載された過去3年間の活動履歴の内、過去1年間の活動に関する契約書、領収書、チラシ（公演・展示等の広報物等）などを提出してください。なお、過去1年間全ての活動履歴の証明は必要ありませんので、提出できる範囲の資料をお願いします。

Q20 企画書の審査はどのように行われるのですか。

ご応募いただいた企画については、外部の有識者も加わり審査を行います。審査は、交付要綱、募集案内及び応募規約に基づく要件を満たしているかについて行います。

Q21 採択件数を教えてください。

個人・グループ合わせて900名分を予定しております。

Q22 企画の採択は先着順でしょうか。

先着順で審査を行いますが、審査に要する時間によって、採択のお知らせの順番は前後する場合がありますのでご了承ください。

Q23 審査結果はいつ頃になる予定でしょうか。またお知らせはどのような形ですか。

応募状況にもよりますが、応募をいただいてから順次すみやかに審査を進めてまいります。なお、採択結果は合否を問わず書面及びメールでお知らせいたします。

Q24 「ナゴヤ・アーティスト・エイド」を作品のどこかで表現するとありますが、どのようにしたらよいですか。

どのような表現方法でもかまいません。また、名古屋市ウェブサイト等で提供予定の「ナゴヤ・アーティスト・エイド」のロゴを表示していただくだけでも問題ありません。

Q25 応募した内容と違った映像作品を提出することはできますか。

できません。なお、やむを得ない事業により、応募した企画書の内容を変更する場合や企画を中止する場合は、速やかに事務局まで報告してください。

Q26 グループの構成員は映像作品の中に登場する必要がありますか。

本事業の支援対象者の中には、製作スタッフ、照明・音響・映像等技術スタッフも含まれますので、映像作品の中に登場する必要はございません。専門分野や職種を活かした形でご参加ください。

Q27 助成金の支払い先について、他人の口座や事務所の口座を指定することはできますか。

できません。応募者ご本人の口座にお振込みとなります。

Q28 グループの場合は代表者の口座にまとめて振り込まれるのでしょうか。

グループの場合でも、構成員各人の個人口座にそれぞれお振込みいたします。

Q29 助成金の支払いはいつ頃の予定でしょうか。

応募状況にもよりますが、映像作品の審査後、できるだけ速やかにお支払いする予定です。

Q30 映像作品はいつ頃から配信されますか。

映像作品の確認後、できるだけ速やかに配信する予定です。

Q31 次回の募集の予定はありますか。

現在のところ予定しておりません。